

○国土交通省令第五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

国土交通大臣 金子 恭之

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年總理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていはないものは、これを加える。

改 正 後

(事後届出に係る届出書の記載事項)

第十九条の三 法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 権利取得者の国籍等（自然人につては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人につては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）

（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者についてはその旨を含む。）（法人につては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国）

二 権利取得者が法人である場合には、次に掲げる事項

イ その代表者の国籍等

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に掲げる事項

- (1) 同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める場合  
当該国籍等
- (2) 同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合  
当該国籍等

三 (略)

四 (略)

改 正 前

(事後届出に係る届出書の記載事項)

第十九条の三 法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 権利取得者の国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者についてはその旨を含む。）（法人につては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国）

(新設)

二・三 (略)

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。